

SEINENHORIZUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N578
2019・4・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

神奈川支部特集

- 神奈川から改憲阻止のうねりを作り出す—STOP改憲！ かながわ大集会の開催…… 永田 亮
福島原発かながわ訴訟判決の報告…… 石畑晶彦
ちれんO学園事件…… 山岡遙平
映画「沈黙～立ち上がる慰安婦」への妨害禁止仮処分事件…… 神原 元
横浜中華街グルメ…… 小笠原憲介
乳腺外科医師冤罪事件 東京地裁が無罪判決…… 黒岩哲彦
「議長ひとくちトーク」「食えない」「契約書をまく」って？…… 北村 栄
—言葉には、言霊が宿り、潜在意識を支配する

ロースクールの実情と法曹養成

- ロースクール生に対する支援の意義について…… 北本純子
2018年度第4回拡大常任委員会（岐阜）開催



チュニスの子ども

神奈川支部特集

神奈川から改憲阻止のうねりを作り出す

— STOP改憲！ かながわ大集会の開催

神奈川 永田 亮

一 はじめに

二〇一九年二月三日、抜けるような青空の下、土曜日の横浜の山下公園には、多くの家族連れ、旅行者、ポケモンGOプレイヤーが集まり、皆が休日のひとつを過ごしています。

そのような方たちと呼びかけるように、山下公園のステージにおいて、神奈川県法律家四団体憲法集会実行委員会（青年法律家協会弁学会合同部会 神奈川支部、神奈川労働弁護団、社会文化法律センター 神奈川支部、自由法曹団神奈川支部）主催で、安倍政権の進める改憲に反対するための「STOP改憲！ かながわ大集会」が開催されました。私は、実行委員長として表から裏から走り回

りましたので、各地での取り組みへのご参考になればと思い、ご報告致します。

二 集会開催に至るまで

二〇一八年夏頃、二〇一七年五月に安倍首相が打ち立てた自衛隊明記の改憲案について、臨時国会内での議論・発議、来夏の参院選前の国民投票というスケジュールが懸念されるようになっていました。

青法協神奈川支部でも、二〇一八年三月二日には、中野晃一上智大学国際教養学部教授を講師にお呼びして「法律家の視点で憲法改正を考える（憲法ジャンボ学習会）」を、法律家四団体主催で開催するなどしております。しかし、政権の

支持率は下がらず、改憲を強行することへの危機感を強く募らせることとなりました。

そのため、青法協を含む法律家四団体が、一致団結して現政権の改憲案の問題点を呼びかけることが必要だと考え、他の団体とも協議のうえ、神奈川県内の運動体の結集を図るとともに、未だ国民の中に大きな反対のうねりがあることを示すための大きな集会を二〇一九年二月に開催することとしました。

三 実現に至るまで

大きなうねりとなる集会にするためにも、改憲阻止に取り組む地域の団体との協力が不可欠であることから、神奈川県で活動する神奈川平和運動センター、憲法改悪反対・神奈川県共同センター、九条かながわの会、安倍改憲NO！オール川崎などの各団体にも協力を仰ぎ、集会の実行委員会準備会議に参加して一緒に集会を作り上げることとしました。

会議は神奈川県弁護士会の会議室を用い、集会のタイトル、スピーカーの選定から広報まで、協力しながら集会の準備を進めました。



四 集会当日

当日は、天候にも恵まれ、二月ではあるものの会場の広場には日差しも降り注ぐ、絶好の集会日

和となりました。

集会前にはBGMを流し、広場を通る人々に対し、集会プラカード(「STOP改憲!」とのメッセージや、平和をイメージしたマークを描いたもの)や、集会参加者の共通グッズとなるように用意した黄色いリボンを配布するなどし、広場には約三〇〇人もの市民が集まりました。

集会が始まると、社会文化法律センター神奈川支部の福田護弁護士より挨拶があり、メインスピーカーとして、東海大学法学部法律学科教授の永山茂樹教授より自衛隊加憲の憲法上の問題点について、次いで神奈川新聞記者の田崎基氏よりメディアの目から見た改憲の問題点や運動の重要性が語られました。

また、神奈川労働弁護団の山岡遥平弁護士より改憲が労働者に与える影響、私永田より有料広告規制や最低投票率の定めのない国民投票法の問題点、青法協神奈川支部事務局長の太田伊早子弁護士より神奈川での学習会などによる取り組みの広がり、そして神奈川県弁護士会人権擁護委員会委員長の本田正男弁護士より神奈川県弁護士会の取り組みについて、それぞれリレートークを行いました。集会では、プラカードを掲げて一致団結する「STOP改憲!」「九条いかそう!」とのコールも冬晴れの空に大きく響いていました。

閉会前には、自由法曹団神奈川支部事務局長

の川口彩子弁護士の呼びかけた、憲法九条を生かし、平和と民主主義と立憲主義、そしてこれからの世代のためにこの改憲をSTOPさせようとの集会アピールも会場にて採択され、九条かながわの会の代表でもある岡田尚弁護士の挨拶により閉会となりました。

閉会後は、多くの市民とともに、二つのコースに分かれてパレードを行いました。パレードのコールやメッセージの読み上げも、青法協神奈川支部の会員弁護士が行い、弁護士が主催し、市民が呼応する盛大な集会となりました。

五 今後の取り組み

短い準備期間ではあったものの、約三〇〇人もの参加もあり充実した集会とすることができました。弁護士が積極的に発信していくことの重要性を改めて感じるとともに、市民の結集こそが改憲阻止のための原動力となるのだと再確認し、神奈川で集まった力を全国に波及させて、自民党による改憲を阻止しなければならないとの気持ちも新たにしました。

神奈川において、これからも改憲阻止のために取り組みを続けていきますが、全国の青法協会員においても弁護士による積極的な発信と市民との協同を進めていって頂ければと思います。

福島原発かながわ訴訟判決の報告

神奈川 石畑 晶彦

第一 はじめに

二〇一九年二月二〇日、横浜地方裁判所は、福島原発かながわ訴訟の判決を言い渡した。

当該判決は、国の責任を五度断罪したことや、原発被害者らの賠償格差を多少是正した点など評価できる点がある一方で、放射線被ばくに対する無理解やいわゆる区域外避難者らに対する賠償が不十分であるなどの問題がある。

以下で詳細をご報告する。

第二 国に対する責任について

1 予見可能性について

横浜地裁は、二〇〇九年八月、保安院は、被告東電に対し、貞観津波等を踏まえた津波評価につ

いて説明を求め、同年九月、被告東電から、貞観津波を考慮の上、福島第一原発で最大 $O \cdot P + 8 \cdot 9m$ の試算結果となった旨の報告(二〇〇九年報告)を受けたこと等を一つの根拠として、二〇〇九年九月時点で、福島第一原発の敷地高である $O \cdot P + 10m$ を超える津波の到来という自然現象の発生、及び、これによって、電源設備が被水して全電源喪失という事態に至り、冷却機能が機能不全に陥って原子炉施設の閉じ込める機能が喪失して放射性物質が外部に放出されるという事態に至ることを予見することができたと判断している。

2 結果回避可能性

加えて、結果回避可能性につき、二〇〇九年九月及びそれ以降の時点で採り得る結果回避措置は電源設備の移設(とりわけ直流電源設備の移設)

のみであったと結論づけた。

3 国の規制権限不行使

横浜地裁は、規制権限の不行使が国賠法二条一項の適用上違法となるか否かについて、二〇〇九年九月時点で被告国が予見することができた重大な被害は、その発生・不発生が、福島第一原発の敷地高を超える津波が到来するかしないかという偶然的事情によって左右される極めて不安定な状況の下にあり、かつ、これを回避するために取り得る措置は電源設備の移設よりほかにあり得ないなどの点を踏まえ、福島第一原発の津波対策が省令技術基準に適合するとした原子力安全委員会ないし保安院の判断の過程には、看過しがたい過誤、欠落があったというほかなく、被告国はこれに依拠して規制権限を行使しなかったと認められるから、国賠法二条一項の適用上違法と判断した。

4 責任論における評価

横浜地裁は国の責任を認めたという点は評価できなくはないが、他地裁の判決と異なり、地震調査研究推進本部の「長期評価」の知見としての価値を軽視し、予見可能性の時期を二〇〇九年九月に後退させている点や、結果回避措置として電源設備の移設のみしか取りえないと判断している点などの理由において問題のある判断がなされてお

り、今後控訴審では正されるべきである。

第三 損害論

1 慰謝料の判断

以下のような三類型に分かれると判断した。

A 避難慰謝料(裁判所の定義するもの)

下記B、Cとは異なる慰謝料として、避難所ないし車中生活を余儀なくされた原告に限り、当該期間につき、日額二〇〇〇円の避難慰謝料を認めた。

B ふるさと喪失慰謝料(裁判所の定義するもの)

第一義的には、これら生命・身体・自由、生存権、財産権の侵害と構成できる(従前の居住地について避難指示ないし避難要請が出された場合)が、そのみでは、平穩生活権や居住、移転の自由の侵害を評価し尽くせない場合、すなわち、

ア 家族とともに暮らしつつ、

イ 職場や学校等における活動を通じて自己の人格を發展させ、

ウ 友人、親戚等当該地域の住民との人的つながりを通じて相互に助け合い又は自己の人格を發展させ、

エ その他当該地域の自然環境や生活資源の恩恵を受けながら精神的に満ち足りた生活を送るといふこれらの平穩な生活が同時かつ包括的に喪失

された場合にふるさと喪失慰謝料が認められると判断した。

C 自己決定権侵害慰謝料

放射性物質による健康影響が、生命・身体・自由や生存権の侵害と構成できない場合であっても、当該地域の住定時の生活環境と変動後の生活環境とを客観的に比較して社会通念に照らし、一般人であれば、その生活環境が、住定時に想定されていた無形物質・無対物による悪影響の変動幅を超えて悪化したと判断するであろうと認めるに足りる事情が有る場合には、放射性物質による健康被害におびえることなく自己の住所又は居所を自由に決定し当地で生活する権利すなわち平穩生活権ないし居住、移転の自由の侵害があったものと構成し得るとして、自己決定権侵害慰謝料が認められると判断した。

2 損害論における評価

特にBとCを比較して、賠償の格差が生じていることが問題である。

前記につき、特筆すべき理由は、放射線の健康影響の判断につき放射線医学や疫学研究上の専門的知見は直接的な基準とならないとして、科学的知見に基づく基準設定を一切放棄し、その結果すべてを社会通念に委ねてしまっていることである。そして、それにより原告のみならず、被告ら

のも含めて、放射線被ばくに関する科学的知見に基づく主張をすべて排斥していることである。

それにより、放射線の健康影響という科学的、医学的検討事項が、完全に裁判所のフリーハンドの判断(基準なき判断)となり不当な結論となっている。

また、原告らは日々の避難生活によって日を追うごとに断続的に権利侵害が発生するという意味で避難慰謝料の請求をしていたが、横浜地裁は、本件事故又はその後に避難を余儀なくされた時点において確定的に発生した権利侵害の程度を一括して損害額を算定するという手法によるべきとして、かつ、交通事故の赤本を一定の根拠に損害額を低廉とした点も極めて問題である。

第四 終わりに

原発被害者が一人も泣き寝入りすることは許されてはならず、被害の実相、国と東電の法的責任をより明確にした上で、今後も、原発かながわ弁護団では断固として完全な賠償を獲得すべく、控訴審においても、猛烈に戦い抜く所存である。

ちれん〇学園事件

神奈川 山岡 遥平

1 事件の概要

本件は、私立高校に勤める教員である組合員らが、学園に対して、就業規則所定の出張手当等を請求した事件である。

大きな争点はいくつかあり、まず、①部活動の引率で手当が支給される要件である「公式試合」の範囲、②引率の手当が支給される「学年単位の年間計画に位置づけられた活動」の範囲、そして、③原告らと被告、どちらの主張する就業規則が正しいのかというものであった。

①について、学園は、一部の試合には手当を支給しておらず、団体交渉でも支給する範囲が明らかにならなかったことから提訴に及んだ。②については、学園は、現地集合又は現地解散にあたるものは含まれない、と主張し、一部の行事を除外していることから、紛争となっていた。③につい

ては、にわかには信じられなかったが、学園が主張する就業規則の内容と、原告らが主張する就業規則の内容が異なるもので、日当の額が異なった（組合主張＝二〇〇〇円、学園主張＝一五〇〇円）。手当を求めた裁判の原告は十四人、訴訟額は全体で三〇万円程度だが、上申書提出の上、地裁に提訴した。

2 訴訟の顛末

この訴訟の一番難しい点は、あくまで就業規則の解釈にかかる問題であるから、使用者側の読み方に無理があることを説得的に展開しなければならぬところだ。

たとえば、「公式試合」について、高体連や高野連等、公的団体が主催するものとされていたが、不支給となっていた試合には、野球の秋季大会の予選や、サッカーの関東大会等も含まれていた。

このような事実から、被告の主張は一貫しない、などと主張すると共に、こちらの解釈を示していくことになった。

一方で、訴訟の途中で、学園が、原告らに対し、一部の手当は支給されるべきではなかった、と反訴を提起してきて、泥沼の様相を呈した。

このような状況であり、尋問直前になっても、裁判所は「このままでは基本的に双方立証不十分で請求棄却だ」との心証を示していた。

しかし、学園の人事担当者の尋問によって、他の現地集合又は現地解散の行事にも手当が支払われていること等を明らかにし、また、就業規則についても、原告らの主張が正しいということが明らかにできた。

結局、裁判所が心証を開示し、請求の八割近くを認めさせる和解を行い、残る部分についても、団体交渉することを約束させた。

3 本訴訟の意義

この訴訟は、当初、時間外割増賃金を請求しよう、という案もあったが、様々な考慮から手当の請求に絞った。

いうまでもなく、私立学校の教員には、労働基準法の適用がある。しかし、一部の私立学校には、公立学校の賃金モデルにあわせ、時間外割増賃金を支払わないことがあり、その代わりに手当等を

支給する場合がある。しかし、本来的には、時間外割増賃金や、休日労働分の賃金を支払うことが必要だ。

本件では、その手当すら十分に支給されず、就業規則の定め方もやや明確さを欠くものであったため、裁判になった。

結果として、組合は、裁判後の団体交渉で、部活動の引率に対して手当を支給すること、学年行事の引率にもきちんと手当を支払うことを含めた就業規則の改定を勝ち取った。

組合としては、自らが立ち上がり、学校で働く教員全体のためになる結果を勝ち取ったもので、

組合としてたたかう意義を示すことができた事件になったのではないだろうか。

一方で、我々弁護士(私、同じ事務所の石渡豊正弁護士、鶴飼良昭弁護士)にとっても、私立学校の教員の労働条件を改めて考えさせられることとなる、意義深い訴訟となった。

映画「沈黙く立ち上がる慰安婦」への妨害禁止仮処分事件

神奈川 神原 元

一 慰安婦映画に対する妨害

映画「沈黙く立ち上がる慰安婦」は、在日朝鮮人朴壽南(パク・スナム)監督の作品で、所謂従軍慰安婦問題をテーマにした映画であり、元従軍慰安婦李玉先(イ・オクソン)氏の視点から問題を描く作品である。この映画は二〇一七年二月二日に公開され、すでに各地上映されていた。神奈川では茅ヶ崎や横浜、横須賀での上映が予定されて

いた。

ところが、この作品に対し、九月二日、インターネットにおいて「日本国と日本人を貶める映画の上映を後援することは許されません。」などとする書き込みがアップされたことを皮切りに攻撃が始まった。この頃から一〇月一六日の茅ヶ崎上映会を後援した茅ヶ崎市に対して右翼と思われる人々からの嫌がらせの電話やメールが殺到した。茅ヶ崎市のある職員は電話口でいきなり「お前朝鮮人だろう」「国へ帰れ」などと罵られたという。

一〇月一六日、茅ヶ崎上映会の当日、周辺には各右翼団体が上映を妨害する街宣を行い、右翼団体の構成員が会場入り口付近で寝転び上映会実施を妨害する騒ぎがあった。一月二五日には右翼団体が横浜上映会の会場(情報文化センター)周辺で妨害宣伝を行い、さらに横須賀上映会の会場周辺でも宣伝活動を行った。右翼団体七、八名は特攻服を着用して上映会会場受付窓口に来て、「上映を中止しろ」等と三〇分間にわたり罵声を浴びせた。

一月二八日、横浜上映会の当日、周辺では右翼団体が「日本政府の見解と異なる、政治的に偏った反日映画、英霊を冒瀆する映画を上映するとは言語道断である」等と妨害宣伝を行った。さらに、同日午後六時頃、右翼団体「菊水国防連合」に所属する男性三名が特攻服姿で会場に押し入ろうとし、主宰者らに止められると、男性は「横須賀で見ようかな」「二月に監督がトークショーするんでしょ。質疑応答に来ようかな。質疑応答に

なるか分からないけど」等と述べ、公然と映画上映会を妨害する旨を宣言した。

本件映画の朴壽南（パク・スナム）監督は八三歳である。後に会見で監督は「生きた心地がしなかった」と語っている。

監督の娘朴麻衣氏が私の事務所に相談に来たのは、その五日後、二月三日午後である。

二 仮処分決定

二月四日朝九時、私はできあがった仮処分申立書をもって横浜地方裁判所保全係に赴いた。書記官は事情を聞くと、すぐに私の事務所に電話をくれて日程調整をしてくれた。同時にメーリングリストにより全国の弁護士に代理人就任を呼びかけた。私たちの呼びかけに全国から一四〇名の弁護士が代理人として名を連ねることに同意してくれた。

裁判所からの呼出状は翌五日に右翼団体の事務所に届き、二月六日、厳戒態勢の下、横浜地裁で審尋が開かれることになった。審尋には杉本朗弁護士、岡田尚弁護士、太田啓子弁護士、櫻井みぎわ弁護士が立ち会ってくれた。一〇分間審尋室で待ったが右翼団体は裁判所に現れなかった。宋惠燕弁護士は債権者本人とともに決定の連絡を法務局で待った。同日四時、私たちは神奈川県弁護

士会で記者会見を設定し、その時刻に宋弁護士より仮処分決定を受け取った旨連絡を受けた。

翌日の神奈川新聞は「慰安婦映画の上映妨害禁止」と一面で報じた。社会面には「たくさんの市民の方が応援してくださり感謝している」とする監督のコメント、「表現する自由を暴力で押しつぶすことは許されない」などの主宰者側のコメントが掲載された。

二月八日の上映当日、弁護士五名と九〇名の市民が周辺の警備にあたった。右翼団体は、日中全く街頭宣伝を行わず、夕方には横須賀駅付近で走り回ったが、最終的に会場から半径三〇〇メートル以内には入って来なかった。

結果的に、映画の横須賀上映会は、一五〇人の観客が入り、大成功に終わった。

本件で全国一四〇人の弁護士が債権者代理人になってくれたのはとても大きい。報道へのインパクトがあつたし、なにより当事者が勇気づけられた。代理人を受けて下さった皆様に感謝したい。

本件は、一九九一年に最初の従軍慰安婦報道を手がけた元朝日新聞記者植村隆さんに対する攻撃等、いくつかの事案と共通点を持つ。共通するのは、アジアの民衆への差別や歴史修正主義を動機とした動きであること、その手段としてインターネットが有効に使われていることだ。この種の事案はこれからも現れるであろうし、その場合、弁

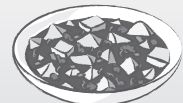
護士がなすべき仕事は多く、責任は大きい。

この場合、弁護士が危険に晒された民衆のたたかいを後押しするためには、失敗を恐れず、躊躇せずに前に進む勇氣が必要である。このような事案の際、私がいつも胸に刻んでいる米NLG人権弁護士、アーサー・キノイ弁護士の言葉を引用して本稿の結びとする。

「民衆の弁護士にとつての首尾不首尾というものは、必ずしもその訴訟で勝訴したか敗訴したかということではない……もし法的な活動が相当程度に民衆の確信を強め、反撃する力を高めたのであれば、それは成功を収めたと評価してよい。」
（アーサー・キノイ『危機に立つ権利』日本評論社 五八頁）

横浜中華街グルメ

神奈川 小笠原憲介



確認していただくといいです。もし横浜地裁に来ることがあった時には、是非重慶飯店の正宗麻婆豆腐をご賞味ください。

② 福萬園

次の二店目は福萬園を紹介します。福萬園は横浜地裁から近くに位置しています。混み具合は、比較的空いていて入りやすいと思いますが、日によります。

今回、青法協のグルメコーナーの担当をしました、馬車道法律事務所の弁護士小笠原憲介です。同事務所の石畑晶彦弁護士と共に、今回は横浜中華街の麻婆豆腐を巡ってみましたので、その中から三店を取り上げたいと思います。

① 重慶飯店（本館・新館）

まず一店目は、多くの人がご存知の重慶飯店の正宗麻婆豆腐を紹介します。重慶飯店は本館と新館があり、新館はローズホテル横浜の一階に入っています。本館・新館いずれも横浜地裁から歩いて一〇分弱の距離にあります。ランチの時間は結構混んでいることが多いです。

重慶飯店の麻婆豆腐は、正宗麻婆豆腐（一七〇〇円）を是非食べてみてください。正宗麻婆豆腐は、出てくるとこうばしい香りが広がります。そして、食べると花山椒を始めとした様々な香辛料の香り、辣油の旨み、そして醬との絶妙なバラ

スが取れた風味豊かな味わいとともに、山椒の効いた痺辛（しびから）の旨味が口に広がり病み付きになります。

裁判所期日まで時間を持て余しているときや、次の予定まで時間があるとき等で、ちよつと美味しい麻婆豆腐を食べようと思った時には、正宗麻婆豆腐を食べてみてください。

辛さの調節をしてもらうことができるので、辛いのが苦手な人や、もつと辛い方が好きという方は、注文の際に伝えれば辛さを調節してもらえます。ボリューム感も十分です。小食の方は二人で分けて丁度よいかもしれません。

ご注意ください。ポイントは、ランチセットで麻婆豆腐がありますが、これは正宗麻婆豆腐ではありません。中華街では、よくランチセットで麻婆豆腐が出ていますが、お店のおすすめの麻婆豆腐とは異なる麻婆豆腐を出しているお店が何店かあります。他のお店を利用されるときも、店員さんに

福萬園は福建省の中華料理のお店です。福萬園の麻婆豆腐（一八〇〇円）は、口に入れると一口目からすぐにピリツと辛さが走ります。このお店の麻婆豆腐は、山椒と一味が辛みの元で、一味を黒くなるまで炒めて辛さと旨味を作っています。重慶飯店の正宗麻婆豆腐と違った、一味の旨味が感じられます。また、肉の旨味も溢れ、生姜も効いており、噛むたびに旨味が溢れます。

裁判官や相手方にイライラさせられるときには、ここの麻婆豆腐を食べるとストレス解消になるかもしれません。

ボリュームも十分です。小食の方は一人で頼むと多いかもしれません。こちらも横浜地裁から近く、是非寄ってみてください。

③ 京華樓

最後に三店目は、京華樓を紹介します。似たような名前のお店が多いので、ご注意ください。京華樓は、横浜地裁から前の二店より少し離れてい

ますが、中華街で迷わなければ一〇分弱の距離にあります。京華樓は横浜中華街に店舗が二つあり、本館は三階建てで席数も一七〇席あるため、結構入りやすいです。また、喫煙席と禁煙席を分けて設けています。

京華樓は四川省の中華料理を提供しています。HPなどを見ると、本場四川省の味にこだわっており、四川省で最低一五年以上のキャリアのある料理人が作っていると記載されています。最も本場四川料理に近い中華を提供している？とも聞きます。

ここでは、ランチ週替わりの麻婆豆腐（七〇〇円、スープ・ライス・杏仁豆腐、ライスのお代わり可能）を紹介します。ランチでお店のお勧め麻婆豆腐をそのまま提供しています。非常にリーズナブルです。

京華樓の麻婆豆腐は、たっぷりのオレンジ色の辣油と香ばしい肉の中に、豆腐が埋まっています。口に入れると辣油の香ばしい旨味が広がります。肉の旨みと唐辛子の辛さでじわじわと体があつたままです。味はしっかり濃い目の味で、最後に辛みが残ります。ランチですがビールが欲しくなる

味です。辛みの調節も可能です。ボリュームはランチサイズは少し小ぶりでしたが、ライスもお代わりできるので、お腹いっぱいになり、杏仁豆腐も付いてくるので大満足だと思います。

事件が解決して、今日はビールでも飲むか！というときには、京華樓がおすすめです。

以上、麻婆豆腐特集で三店舗を紹介しました。今回、寄稿のために調べてみましたが、横浜中華街にはまだまだ麻婆豆腐で有名なお店があります。是非、色々なお店を訪ねてみてください！

乳腺外科医師冤罪事件 東京地裁が無罪判決

東京 黒岩 哲彦

東京地裁刑事第三部は二月二〇日に乳腺外科

医師冤罪事件について完全無罪判決を言い渡しました。本件は、「DNAの量」が争点となった初めての刑事裁判です。

一 いきなり

―起訴事実は「術後の診察を装い女性にわいせつ」

わいせつ行為をしたというものです。

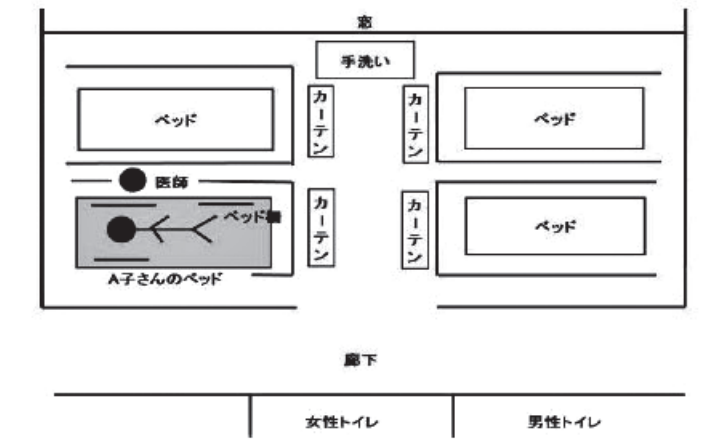
捜査と裁判の経過の概略は次の通りです。

- ・二〇一六年五月一〇日事件
- ・八月二五日逮捕

手術後の麻酔が残る患者に病室で診察を装って

【病室の見取り図】

直後の病室だった。病室は4人部屋で満床、
A子さんは入り口に近いベッドにいた。



- ・九月一四日起訴
- ・一月三〇日第二回公判・二月七日保釈
- ・二〇一七年二月、期間間整理手続。一四回の期間間整理手続で争点整理
- ・二〇一八年九月、第二回公判、証人尋問
- ・二月二〇日、被告人質問
- ・二〇一九年一月八日、検察・論告求刑、被害

者意見陳述・被害参加代理人意見陳述、弁護・弁論

・二〇一九年二月二〇日 判決

・三月四日 検察が控訴

二 人権侵害の捜査実態

警視庁捜査一課は突然、病院への家宅搜索を強行し、院長室や医局まで搜索をしました。また、警視庁捜査一課は、長期間にわたり医師を尾行し、また、自宅のゴミ箱を漁り家族のDNAを採取しました。

三 東京地裁無罪判決

東京地裁判決は完全無罪判決です。

(1) 本件はせん妄による幻覚である。

本件は、①手術終了から約三〇分後のできごとで、プロボフォルが患者の体内に多く残留していることは疑いなく、②犯行があったとされる時点で、患者の意識レベルは相当程度低下していることが、患者、その母親、看護師の証言からうかがわれ、③人の出入りの多い満員の病室で薄いカーテンで隔てられた空間で五分間も乳頭を舐めるといふ犯行状況が極めて不自然で

あり、④アミラーゼや大量のDNAが乳頭に付着する機会とは別にあることが容易に想像できる。また、⑤乳腺外科医に過去にこの種のトラブルがまったくありませんでした。

手術立会医師、看護師、同室患者の証言は信用できると断言をしました。

(2) 科捜研の鑑定は科学ではない。

科捜研の検査方法は、新聞でも報道されているとおり、科学の本質である「再現性」を欠いています。具体的には、①アミラーゼ陽性反応を示した検査のプロトコルや変色反応を示す証拠写真の開示を求めたところ、プロトコルの開示は拒否され、また、変色反応を示す写真はそもそも撮っていないとされました。②大量のDNA(一・六二ng/μl)が付着していたことの根拠となるDNAの抽出液については、科捜研の検査担当者が年末の大掃除で破棄された旨証言しました。この抽出液の破棄は、警察庁の通達にも反しています。③大量のDNA(一・六二ng/μl)が付着していたことの根拠となるリアルタイムPCRの定量データの開示(検査機器に自動的に保存されるようになっていた)を求めたところ、科捜研の検査担当者は、標準試料の増幅曲線と検量線は破棄されて、一・六二ng/μlの定量データの検証ができないことを証言しました。④科捜研の検査担当者の実験ノート(ワークシートと呼ばれている)

の原本の開示を求めたところ、すべて鉛筆で記載され、九カ所にわたり消しゴムで消されて書き直した跡がありました。

四 検察は控訴

東京地裁判決は完全無罪判決で控訴の理由は全

くないと思いますが、東京地検は三月四日に控訴をしました。引き続き、本件への注目をお願いします。



「食えない」 「契約書をまく」って？

～言葉には、言霊が宿り、
潜在意識を支配する～

周りの弁護士が使っている言葉で、違和感

を持つ言葉ではありませんか。私は、いくつかの言葉に反応してしまいます。一つは、弁護士が言う「食えない」。結構いい暮らしをしている先輩弁護士に限って言うのです。皆さんもそうですが、私も生活保護関連事件、破産事件等を経験する中、本当に満足に食べられない「食えない」人たちがいます。しかし、弁護士の言うのは、それほどレベルではないし、

中にはとても稼いでいる人が言うから腹が立ちます。司法改革関連の発言の中でも、端的に若手の生活が大変だという意味で「食えない」との言葉が使われるときがありますが（二部本当に食事が満足に出来ない若手がいるかと思いますが）、私は違和感を感じています。

また、「契約書をまく」と言う言葉もです。一、二年目の弁護士も電話で契約書をまきまきという話をしていますが、これも知ったかぶりの業界用語です。契約書を作るとか作成する、と言えばよいと思います。

その他にも、よく使うものとして「従前」というのがあります。関係者には便利ですが、依頼者には「？」となりやすいです。

また、私達が、依頼者のいないところで報酬の話をするとき、うっかり「報酬を取る」という言い方をしているときがあります。やはり、「報酬を頂く」でしょうね。

これらのことは、依頼者サービスという点

からももちろん重要ですが、私はもつと根本的に重要な問題をはらんでいると思います。何故なら、言葉というのは、聖書で「始めに言葉ありき」とあるように、言葉には不思議な力（言霊）が宿っています（と私は思っています）。

また、ポジティブな言葉もネガティブな言葉も、区別なく私達の潜在意識に入ってしまう、それが私達のその後の行動に大きな影響を与えてしまうからです（私は、司法試験受験時代に実体験をしました）。言葉が持つそれらの力は、権力者の言葉の言い換え（積極的平和主義、高齢年化等）と、その繰り返しをみても明らかです。

特に、人が見ていないときでも、丁寧なポジティブな言葉を使うことが大切です。そして、重要なのはそれを習慣化することです。私もまだまだですが。

（青法協弁学会同部会議長 北村 栄）

ロースクール生に対する 支援の意義について

大阪 北本 純子

1 はじめに

私は、法学部を卒業後、既修者としてロースクールに進学しました。ロースクール進学を検討し始めた頃には、ちょうど予備試験制度も始まるうとしていましたが、予備試験合格はロースクール修了よりも相当厳しいだろうと予想されていたこともあり、ロースクール進学を選択しました。

幸いにも、私の場合は奨学金を借りずにロースクールを卒業することができ、ちょうど七一期から修習給付金制度も始まりましてので、金銭的に非常に恵まれていました。ですが、現在、ロースクール進学の際の金銭的な負担が法曹志望者減少の一因になっていること

は否定できず、今後も予備試験への流れは止まらないと思われます。ただ、そのような状況でも、ロースクールに進学する学生がただちにゼロになることはないでしょうから、自身の経験を踏まえて、ロースクール生に対する支援の意義について述べたいと思います。

2 カリキュラムについて

講義の内容に関して、私の受講した中には、さすがに教授陣が司法試験の試験問題すら知らないということはありませんでした。むしろ、どちらかというと、試験を意識したものであったように思います。中には非常に熱心に司法試験の問題を研究しておられ、試験に必要な内容に漏れがなく、かつ、重要度の高

い箇所的比重をおいて、という受験生目線で非常に有益な講義をしてくださる方もいましたが、公にはそのような趣旨の講義をしていることを明言できないこともあり、そのような講義はごく僅かでした。

3 役に立ったこと

私は選択科目で環境法を選んでいましたが、特に選択科目については、第一線で活躍されている実務家教員の講義を受けることができたことはとても有意義であったと思います。また、実務家の先生方からは、試験対策というよりも、実務家としての文章の書き方の基本を教わることで、今でも大いに役に立っていると感じます。

課外では、司法試験の論文試験問題の答案を検討するゼミがあり、そこで受けた指導は試験対策として大いに役立ちました。担当してくださったのは実務家の先生、学者の先生いずれもおられたのですが、役に立ったかどうかは、先生方が試験問題をよく研究して下さっているかどうか、受験生の指導を今までどの程度して来られたかによるところが大きく、実務家であるか、学者であるかはほとんど関係がないように感じました。

4 学生生活について

私自身、法曹を志した頃から人権問題には関心があつたものの、ロースクール時代には青法協にアクセスできておらず、何らかの活動に参加することも全くありませんでした。ですが、今になって、ロースクール在学中に青法協の先生方に会えていればと思うことは多いですし、現在ロースクール生の時点で青法協にアクセスできている方々が羨ましくもあります。

私の経験を一般化できない部分もあるとは思いますが、ロースクール内部の人間関係は極めて特殊だと思います。ほぼ全員が司法試験合格を目指して勉強しているという環境で、直接的に司法試験合格に結びつかず、大多数

ロースクールの実情と 法曹養成

が関心を持たないであろうと思われる活動をしているとなると、なんとなく白い目で見られやすいものでした。いったん集団の中で浮いてしまえば、単位取得や司法試験に有益な情報が回ってこなくなったりする危険性もあります。正直に言うと、人権問題に関心を持っている余裕はない、という感

覚になることもありました。そういう意味で、ロースクール在学中に人権問題を議論する難しさはあつたように感じます。

また、私の在学していたロースクールや、直接の友人の話ではありませんが、奨学金を借りてロースクールに進学したものの、在学可能な年数のギリギリ最後に進級できないことが決定し、自ら命を絶つてしまったという学生の話を目にしたりました。

ロースクール生は、閉鎖的な環境の中、人間関係で苦勞したり、五年以内に必ず合格しなければならぬ、高額な奨学金を返済しなければならぬなどのプレッシャーを感じたりと、どうしても精神的に追い詰められやすい状況にあると思います。

5 青法協の学生支援の意義について

私の所属する大阪支部では、京都支部、兵庫支部とともに、司法試験の受験後から発表までの期間（六～九月）に、学生を対象としたゼミを開催していますが、これは、ロースクール時代に青法協と全く関わりがなかった私が、初めて青法協を知り、七月集会実行委員会や青法協修習生部会に入るきっかけになったものです。ロースクール在学中にはなかなか話

すことのできなかったような、人権問題などについて腹を割って話ができる仲間に出会い、とても嬉しかったのを覚えています。

このようなゼミや勉強会は、実務家になつた後にこんな仕事をしたい、と感じる機会になり、モチベーションを保つことができます。また日常の閉塞的な空間から抜け出すことによって、精神的にも救われるように思います。受験勉強という面でもサポートが受けられるとすれば、学生にとってより一層メリットがあるうえ、青法協にとつても、ロースクール生部会の会員や、将来の弁学会同部会の会員が増えることにつながるというメリットがあります。

6 おわりに

私自身、青法協との出会いには本当に感謝しています。学生支援の取り組みは、すぐに成果が表れるものではないかもしれませんが、地道な取り組みを続けていきたいと思っています。

お知らせ

**改憲問題対策法律家6団体連絡会でまとめた、
「自民党憲法改正推進本部作成改憲案（4項目）
『Q&A』徹底批判」をご活用ください！**

改憲問題対策法律家6団体連絡会で、このたび、本年2月20日付けで自民党員らに配布された自民党憲法改正推進本部作成の「日本国憲法改正の考え方～『条文イメージ（たたき台素案）』Q&A～」に対する徹底批判をまとめました。



昨年5月に出版した私たちの『〔解説〕自民党改憲案の問題点と危険性』と合わせてご活用頂き、自信を持って「安倍改憲NO!」「自民党改憲案NO!」の声を広げて戴くことをお願い致します。

ダウンロードは、当部会ホームページのお知らせ欄から可能です。

<http://www.seihokyo.jp/shiryou/2019/201904-kaiken-qa-hihan.pdf>

- ・このPDFは、自由にお使いください。
- ・宣伝・拡散のご協力をお願い致します。

今後の日程

【第五〇回定時総会】

六月二三日(土)～二三日(日) 北海道

編集後記

▼今回の神奈川特集では、支部会員が取り組んだ事件、活動、それから恒例の県内グルメをご紹介します。▼弁護士になつて今年で五年目。多

くの事件を抱え、日々の生活や業務に追われる毎日となりました。「人権侵害を許さない」「平和を守りたい」そうした想いを弁護士としてどこまで実現できているのか、自信はありません。思わず目を背けたくなってしまうこともありますが、青法協会員の先生方の取り組みに刺激と勇気をもらいながら、なんとか向き合おうと自分自身を叱咤激励しています。
(竹本香織)